三　第一号の申立てに係る所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分
四　その他参考となるべき事項

2　法第三百二十一条の七の十三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号
二　前号の申立てに係る相互協議において政令第四十八条の九の十九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日
三　その他参考となるべき事項

3　法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　租税条約に規定する申立てをした市町村民税の納税義務者の氏名、住所及び個人番号
二　前号の申立てに係る相互協議において法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意が行われた日
三　前号の合意に基づく所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第三百二十一条の七の十三第三項に規定する所得税の額の計算の基礎となつた所得をいう。）の年分
四　その他参考となるべき事項

第十条の二の五～第十条の二の十二　［略］

第十号の五様式（第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四関係）

［様式　別紙一　挿入］

［第10号の５様式記載要領　略］

第十四号の三様式（第七条関係）

［様式　別紙三　挿入］

第十九号様式（第十条の二の三関係）

［様式　別紙四　挿入］

第二十二号の二の二様式（第十条の二の八・第十条の二の九関係）

［様式　別紙六　挿入］

［第22号の２の２様式記載要領　略］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間におけるこの省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）第十条の二の三第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項」とあるのは、「第四十条の三の三第十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十項」とする。

（事業税に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間における新規則第七条第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項」とあるのは、「第四十条の三の三第十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十項」とする。

第十条の二の三～第十条の二の十　［同上］

第十号の五様式（第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四関係）

［様式　別紙一　挿入］

［第10号の５様式記載要領　同左］

［新設］

第十九号様式　削除

第二十二号の二の二様式（第十条の二の六・第十条の二の七関係）

［様式　別紙五　挿入］

［第22号の２の２様式記載要領　同左］